

申 出 書 (連鎖販売取引の記載例)

年 月 日

県知事 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は
名 称
住 所 県 市 町1-2-3
電話番号 - -

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

記

1. 申出に係る事業者

所在地： 県 市 町 丁目 番
名 称： 株式会社

2. 申出に係る取引の態様

連鎖販売取引

3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

別紙は下記をご覧ください。

4. その他参考となる事項

入会申込書のコピー、契約書のコピー、パンフレット

【別紙】

6月中旬、学生時代の友人から「久しぶりに食事でもどうかしら」と電話があり、レストランで昼食を一緒に食べる約束をした。6月20日にレストランで友人から、「自分は知り合いに勧められて、ここ2ヶ月くらい眼に良いというサプリメントを飲んでいるが、飲み始めてから眼がよくなった。そのサプリメントはガンやアトピーも治る」と説明を受けた。私は、子供がアトピーなのでサプリメントに関心を持った。

6月30日に、再び友人から電話があり自宅近くの ホテルで会う約束をした。待ち合わせたホテルでは健康に関する講習会が行われており、友人に誘われた理由を察したが、断りきれず講習会に参加した。

講習会には60人くらいの人が集まっており、男性講師からサプリメントについて「活性酸素が除去され、免疫機能が高まる」等の説明がされ、体験者が次々に「肩こりがよくなった」「糖尿病がよくなった」と前にでて話していた。続いて、別の男性講師から、会員になれば誰でも収入が得られるとして、「紹介した人が会員になるとポイントがたまって収入になる」「1ヶ月で30万円くらいの収入が確実に得られる」「会社が高級車を買ってくれる」等との説明があった。

講習会の後で、友人の車で友人宅に行った時も、「自分も最近この仕事を始めたが、商品を買ってくれる友人を紹介するだけで収入が得られる」と夕方まで話を聞かされた。私は、子供が帰ってくる時間が気になり時計を見ると4時半になっていたもので、仕方なく23万円のサプリメントの購入契約をし、入会申込書に記入した。

7月3日に、自宅にダンボール3箱分のサプリメントが届いた。子供に飲ませてみたが、まずいと言って、すぐに飲まなくなってしまった。それに、サプリメントを人に紹介することは思ったほど簡単ではなかったので、2週間後、クーリング・オフをしようと思い書面を見たら、商品を使用し、または商品の全部または一部を消費したときはクーリング・オフができないと記載されていた。納得できなかったので、近くの消費生活センターに相談して業者と交渉してもらったら契約を解除することができた。

このような行為は、消費者の利益を害していると思われるので、特定商取引法第60条に定められている申出を行いたいと考えるに至りました。